

社会福祉法人寿会 役員報酬及び費用弁償と退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿会（以下「法人」という。）の役員報酬及び費用弁償と退職慰労金に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の理事長に対して報酬を支給する。

2 支給額は、月額 350,000 円以内とする。期末勤勉手当は職員に準ずる。

3 支給日は、毎月末日（支給日が休日の場合は前日）とする。

(費用弁償)

第3条 法人が主催する監査及び外部監査、検査の立会ならびに役員会に出席した役員については、その費用を弁償する。

1 回出席につき 5,000 円

2 本法人が主催する研修ならびに関係機関の行う研修会で理事長が招集し、出席した役員については、旅費規程に定める額を支給する。

(評議員)

第4条 評議員会に出席した評議員については、その費用を弁償する。

1 回出席につき 5,000 円

(評議員選任・解任委員)

第5条 評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員については、その費用を弁償する。

1 回出席につき 5,000 円

(退職慰労金)

第6条 法人の理事長が退職した時、次条によって算出した金額により退職慰労金を支給する。但しその金額は、3,500,000 円を上限とする。

2 法人の理事・監事に対しては、在職5期以上を対象として、次条により算出した金額をその対象者に対して支給する。但しその金額は、500,000 円を上限とする。

3 前各項の退職慰労金を支給する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(退職慰労金の額の算出)

第7条 理事長及び理事・監事の退職慰労金は次の算式によって得たものとする。

① 理事長の退職慰労金は、退任時の報酬月額×在任年数

② 理事・監事の退職慰労金は、金 30,000 円×在任年数

③ 前各号のほか、任期中の死亡または在任中の功績により功労金を加算する場合がある。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を得て改正する。

附則 この規程は平成14年6月1日より施行する。

この規程は平成22年1月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成29年3月1日より施行する。